令和2年4月23日

厚生労働大臣　加藤勝信　殿

ウイングス 医療的ケア児などのがんばる子どもと家族を支える会
代表 本郷朋博

新型コロナウイルスに係る
重い病気や障害のある人と家族への支援の要望

新型コロナウイルスをめぐっては、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月２日）において、基礎疾患のある者と同居している無症状病原体保有者及び軽症患者（以下、軽症者等）は、入院が可能なときは入院措置を行い、入院が困難な場合は都道府県が用意する宿泊施設か自宅での安静・療養を行うとされ、さらに自宅療養の際に義務づけられる「軽症者等と同居家族等の生活空間を分ける対応」ができない者については、確実に宿泊施設を利用することができるように配慮することが定められています。

重い病気や障害のある人（以下、ハイリスク児者）は基礎疾患があり重症化する恐れが高いため、主な介護者である家族が軽症者等となった際には入院や宿泊施設などでの療養が必要となりますが、家族に代わりハイリスク児者の命をつなぐケアを担う人材を確保することが難しく、多くの家族が大きな不安を抱えています。

また、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その2）」（令和2年4月３日）などにおいては、同居する軽症者等が入院措置となり、それに代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童について「親戚宅等に預ける」「児童相談所への相談」「短期入所等への移動や医療機関への入院」を検討するとされています。

しかし、医療的ケアに適切に対応できる親戚や児童相談所の存在は多くの場合期待できず、短期入所や医療機関の受け入れも大きく制限されているのが現状です。特に短期入所では、緊急事態宣言を受けて入所を一時中断している施設もあり、今の状態ではハイリスク児者の生命を守る体制は未整備のままと言わざるを得ません。

基礎疾患や呼吸器疾患があるハイリスク児者は、感染すれば体調が急変しやすいため検査や入院など迅速な対応が必要です。ハイリスク児者や家族が感染した際の支援体制について下記の要望をいたしますので、令和2年度厚生労働省補正予算案における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用などを視野に、早急にご検討いただきますようお願いいたします。

＜新型コロナウイルスに係るハイリスク児者と家族の支援要望＞

① 主な介護者である家族が感染した際の、ハイリスク児者への支援、および規制の緩和をお願いいたします。

1） 医療機関での受け入れ

家族の感染が疑われた際、ハイリスク児者が速やかに検査を受け入院ができるよう、都道府県へ働きかけてください。

また、ハイリスク児者の短期入所受け入れを促すため、医療型短期入所施設へ補助金支給などの措置もご検討ください。

2） 在宅支援制度の規制緩和

⑴ 訪問看護の一回の時間数を必要に応じて延長できるようにしてください。

また、各自治体独自の制度である訪問看護師による「在宅レスパイト」事業において、1回に利用できる時間数や年間利用日数制限、利用訪問看護事業所の限定について一時的な撤廃をお願いいたします。さらに、制度のない自治体においても事業の開始を促してください。

⑵ 訪問介護において、各自治体の決定を待たずに月の支給時間数を超えての利用も可とする緊急措置をお願いいたします。

また、訪問介護で医療的ケアを実施するためには、喀痰吸引等研修などを受けた後、看護師による実地研修を経て各自治体へ申請し認定をうけなければいけません。特例として、喀痰吸引等研修などを受講済の者が実地研修を家族から受けることも可とし、都道府県の認可を待たずに速やかにケアが実施できるよう規制の緩和をお願いいたします。

② 医療的ケア児者の場合は、ケアマネージャーに相当する支援者がほとんどいないため、多くの場合、医療や福祉に関する手続きを家族が行っています。主な介護者が感染した場合には、家族に代わって相談支援事業所などが積極的に関わるよう、通知をお願いいたします。

【参考資料】

・新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療的ケア児・難病児・重症心身障害児等のハイリスク児・者家族の不安・困りごとアンケート

【要望作成協力】 東京都医療的ケア児者親の会

都内で人工呼吸器使用など重い医療的ケアのある障がい児の親が中心になって発足した会です